

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年11月13日

【四半期会計期間】 第43期第3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社日住サービス

【英訳名】 The Japan Living Service Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 原 修

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三 河 大

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三 河 大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第 3 四半期 連結累計期間	第43期 第 3 四半期 連結累計期間	第42期
会計期間	自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 9 月30日	自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 9 月30日	自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年12月31日
売上高 (千円)	5,708,578	5,564,116	8,594,628
経常利益 (千円)	231,944	97,773	481,603
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	140,498	59,648	302,449
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	152,507	55,054	322,337
純資産額 (千円)	5,350,745	5,426,836	5,519,240
総資産額 (千円)	12,198,915	12,235,469	12,383,782
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	90.83	38.55	195.53
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	89.87	38.03	193.33
自己資本比率 (%)	42.8	43.2	43.5

回次	第42期 第 3 四半期 連結会計期間	第43期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日	自 平成30年 7 月 1 日 至 平成30年 9 月30日
1 株当たり四半期 純損失金額 (円)	28.61	48.64

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「売上高」には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 平成29年 7 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式10株を 1 株に株式併合いたしました。これにより、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期（当期）純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）違反について

平成30年8月10日に公表いたしましたとおり、当社並びに当社役職員などが廃棄物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検（以下、「本件送検」といいます）されました。

本件送検につきましては、平成30年8月29日に大阪地方検察庁より不起訴処分（起訴猶予）が下されました。

なお、当社グループの業績に与える影響は軽微であると判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日～平成30年9月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、通商問題の動向による海外経済の不確実性や、相次いでいる地震や豪雨など自然災害の経済に与える影響等を踏まえ、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界では、平成30年都道府県地価調査結果によると、大阪圏の住宅地も4年ぶりに横ばいから上昇に転じ、住宅地・商業地ともに上昇基調を強めていることから、底堅い動きが見られました。このような事業環境のもと、当社グループは、平成30年8月に三宮営業部を三神ビルディング（自社所有）へ移転し、お客様のプライバシーに配慮してご相談を承れるよう個室スペースを多くした事務所へとリニューアルオープンいたしました。

新築一戸建・リノベーションマンション・土地等の不動産売上、売買仲介や賃貸仲介、サブリース事業・コインパーキング事業を含む管理等の不動産に関するトータルサービスの提供に取り組んでまいりましたが、不動産売上セグメントにおいて一棟収益マンションの売買案件がなかったため厳しい内容となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの売上高は5,564百万円（前年同期比2.5%減少）、営業利益は117百万円（同50.2%減少）、経常利益は97百万円（同57.8%減少）、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては59百万円（同57.5%減少）となりました。

[不動産売上]

新築一戸建て、リノベーションマンション、土地等の販売に注力いたしました。その結果、売上高は1,330百万円（前年同期比16.8%減少）、セグメント利益は36百万円（同70.8%減少）となりました。

[不動産賃貸収入]

入居率の向上やサブリース物件の取得に注力いたしました。その結果、売上高は564百万円（前年同期比5.8%増加）、セグメント利益は24百万円（同41.0%増加）となりました。

[工事売上]

リフォーム提案を推進し設備工事等の受注に注力いたしました。その結果、売上高は1,253百万円（前年同期比2.2%増加）、セグメント利益は12百万円（同51.0%減少）となりました。

[不動産管理収入]

営業所と連携した管理物件の取得と入居率の向上に注力いたしました。その結果、売上高は410百万円（前年同期比2.0%減少）、セグメント利益は60百万円（同13.4%減少）となりました。

[受取手数料]

売買仲介につきましては取扱件数は減少いたしました。このため、売買仲介に伴う手数料は、1,513百万円（前年同期比5.5%増加）となりました。また、賃貸仲介につきましては、手数料収入は、392百万円（同0.3%減少）となりました。売買仲介および賃貸仲介に伴う手数料に、その他の手数料、紹介料等（保証、金融含む）を加えた受取手数料収入合計は2,004百万円（同3.8%増加）、セグメント利益は293百万円（同1.6%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、4,394百万円となり、前連結会計年度末と比較して236百万円減少いたしました。その主な要因は、販売用不動産が311百万円、営業未収入金が39百万円、繰延税金資産が23百万円増加したこと、現金及び預金が442百万円、仕掛販売用不動産が180百万円、完成工事未収入金が13百万円減少したこととあります。

（固定資産）

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、7,840百万円となり、前連結会計年度末と比較して88百万円増加いたしました。その主な要因は、無形固定資産が61百万円、土地が49百万円、建物及び構築物が34百万円増加したこと、投資有価証券が31百万円、敷金及び保証金が30百万円減少したこととあります。

（流動負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、3,005百万円となり、前連結会計年度末と比較して248百万円増加いたしました。その主な要因は、1年内償還予定の社債が195百万円、賞与引当金が68百万円増加したこと、工事未払金が57百万円、未払法人税等が53百万円、預り金が32百万円減少したこととあります。

（固定負債）

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、3,802百万円となり、前連結会計年度末と比較して304百万円減少いたしました。その主な要因は、退職給付に係る負債が3百万円増加したこと、社債が205百万円、長期借入金が85百万円、長期預り金が16百万円減少したこととあります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、5,426百万円となり、前連結会計年度末と比較して92百万円減少いたしました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益を59百万円計上したこと、配当金を154百万円計上したこと等により、利益剰余金が95百万円減少したこととあります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

当社並びに当社役職員らは平成30年8月10日に廃棄物処理法違反（委託違反）容疑で書類送検され、平成30年8月29日に大阪地方検察庁より不起訴処分（起訴猶予）が下されました。

当社グループとしては検察官送致がなされるような事態が生じたことを重く受けとめ、今後このような事態が発生せぬよう外部の弁護士で構成された社内調査委員会を設置し、原因究明を行いました。また、産業廃棄物に関する外部の専門家を含めた建装業務改善委員会を設置し、役員及び従業員への法令遵守教育の徹底、産業廃棄物管理票に関する取扱いの見直し等、コンプライアンスの強化に務め再発防止を図ってまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等は（会社法施工規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。

また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。

法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力等の当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうこととなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取り組み

（a）基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、昭和51年1月に住宅流通の近代化の確立という社会的使命を持って創業し、不動産仲介業務のみならず、賃貸管理業務等から発生するリフォーム・建築まで住生活に関する全てのお客様のニーズに対応できる組織を確立し、業界の先陣を切って平成元年11月に上場、平成28年1月に創業40周年を迎えました。

創業当時の経営理念である「変化に挑む経営、社会的使命を担う経営、個人と会社の目標を一致させる経営」や「社会の必要とする企業は絶対に滅びない」という経営哲学は、創業者から現経営幹部にも脈々と受け継がれております。

当社グループの企業価値の源泉は、（１）不動産に関する総合力、（２）仲介業務を中心とした既契約顧客や京阪神間に賃貸住宅等を保有する資産家等との信頼関係に基づく優良な顧客基盤の保有、（３）新規事業に取組む革新的な企業風土と健全な財務体質であると考えております。当社の事業活動は、従来の不動産仲介サービスに加え、中古住宅のリフォーム提案、賃貸住宅のサブリース、土地の有効活用に関する提案等を展開しており、現在、当社は京阪神地区に所在する35の営業部所を顧客サービスの拠点として捉え、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。

当社は、「不動産仲介という社会的使命を担いつつ社会に貢献していく」という理念のもと、経営の「公正性」「透明性」「健全性」の確保を常に基本的使命として目標に掲げております。

また、それぞれの職務の取締役が経営責任と業務執行責任を担い、監査役が確実に監査する体制を敷いており、近年特に重視されております企業倫理の遵守は、最も優先する重要課題であることを認識し力を入れております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために以下の課題の充実に取り組み、今後も企業価値の向上を目指してまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会等の責務の遂行
- (5) 株主との対話の充実

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、平成28年3月25日開催の第40期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対処し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様様の意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。

第三者委員会は、(i)大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ii)大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び(iii)大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記(i)又は(ii)の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとします。当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成31年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://2110.jp/ir/pdf/info201602_3.pdf)にて掲載しております。(平成28年2月8日付プレスリリース)

具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(b)に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,900,000
計	7,900,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,989,845	1,989,845	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	1,989,845	1,989,845	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	—	1,989,845	—	1,568,500	—	485,392

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 442,400	—	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,535,000	15,350	同上
単元未満株式	普通株式 12,445	—	—
発行済株式総数	1,989,845	—	—
総株主の議決権	—	15,350	—

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日住サービス	大阪市北区梅田1丁目 11番4-300号	442,400	—	442,400	22.24
計	—	442,400	—	442,400	22.24

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,380,391	2,937,433
営業未収入金	288,710	328,620
完成工事未収入金	112,581	99,179
販売用不動産	501,394	813,222
仕掛販売用不動産	244,471	63,897
未成工事支出金	—	9,762
繰延税金資産	20,532	43,896
その他	83,411	99,271
貸倒引当金	614	531
流動資産合計	4,630,878	4,394,752
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,486,078	2,520,297
土地	4,081,166	4,130,738
建設仮勘定	—	281
その他（純額）	29,443	24,383
有形固定資産合計	6,596,689	6,675,700
無形固定資産	46,735	108,178
投資その他の資産		
投資有価証券	209,496	178,082
敷金及び保証金	800,420	769,674
繰延税金資産	98,302	109,272
その他	2,433	1,545
貸倒引当金	2,000	2,000
投資その他の資産合計	1,108,653	1,056,575
固定資産合計	7,752,077	7,840,454
繰延資産		
社債発行費	826	262
繰延資産合計	826	262
資産合計	12,383,782	12,235,469

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	209,460	151,810
短期借入金	1,200,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	106,644	111,755
1年内償還予定の社債	21,000	216,000
未払法人税等	82,201	28,418
預り金	759,314	727,038
賞与引当金	22,635	91,305
役員賞与引当金	33,600	25,200
その他	322,679	454,372
流動負債合計	2,757,533	3,005,900
固定負債		
社債	205,500	—
長期借入金	3,202,722	3,117,628
長期未払金	36,300	36,300
退職給付に係る負債	395,359	398,401
長期預り金	267,060	250,336
繰延税金負債	67	66
固定負債合計	4,107,008	3,802,732
負債合計	6,864,542	6,808,633
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,568,500	1,568,500
資本剰余金	1,682,918	1,682,918
利益剰余金	3,419,416	3,324,308
自己株式	1,317,859	1,318,305
株主資本合計	5,352,975	5,257,421
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	50,265	35,400
退職給付に係る調整累計額	11,984	6,818
その他の包括利益累計額合計	38,280	28,581
新株予約権	30,289	38,084
非支配株主持分	97,694	102,748
純資産合計	5,519,240	5,426,836
負債純資産合計	12,383,782	12,235,469

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	5,708,578	5,564,116
売上原価	2,719,616	2,618,533
売上総利益	2,988,962	2,945,582
販売費及び一般管理費	2,752,000	2,827,587
営業利益	236,961	117,995
営業外収益		
受取利息	1,304	999
受取配当金	4,583	5,074
販売用不動産賃料収入	18,385	5,912
雑収入	5,845	3,163
営業外収益合計	30,118	15,150
営業外費用		
支払利息	28,798	33,115
雑損失	6,337	2,257
営業外費用合計	35,135	35,372
経常利益	231,944	97,773
特別利益		
投資有価証券売却益	—	10,680
特別利益合計	—	10,680
特別損失		
固定資産売却損	—	2,812
固定資産除却損	583	2,626
特別損失合計	583	5,438
税金等調整前四半期純利益	231,360	103,015
法人税、住民税及び事業税	56,279	63,056
法人税等調整額	28,504	24,794
法人税等合計	84,784	38,261
四半期純利益	146,575	64,753
非支配株主に帰属する四半期純利益	6,077	5,105
親会社株主に帰属する四半期純利益	140,498	59,648

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
四半期純利益	146,575	64,753
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,850	14,865
退職給付に係る調整額	1,081	5,166
その他の包括利益合計	5,931	9,699
四半期包括利益	152,507	55,054
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	146,418	49,949
非支配株主に係る四半期包括利益	6,088	5,104

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

有形固定資産から販売用不動産への振替

当第3四半期連結累計期間において、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7,084千円
土地	7,413 "
計	14,497千円

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

販売用不動産から有形固定資産への振替

所有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	51,891千円
土地	47,649 "
計	99,541千円

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するもの及び、住宅ローン利用者の金融機関からの借入金に対するものであります。

前連結会計年度 (平成29年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)	
被保証者	保証金額	被保証者	保証金額
一般顧客	33,010千円	一般顧客	33,570千円
ローン利用者	15,100千円	ローン利用者	—千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)
減価償却費	92,280千円	91,440千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	123,719	8.00	平成28年12月31日	平成29年3月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年3月23日 定時株主総会	普通株式	154,756	100.00	平成29年12月31日	平成30年3月26日	利益剰余金

(注) 平成29年7月1日を効力発生日とする株式併合(普通株式10株を1株に併合)を実施しております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産 売上	不動産 賃貸収入	工事売上	不動産 管理収入	受取 手数料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,598,224	533,536	1,226,582	419,527	1,930,706	5,708,578	—	5,708,578
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	7,200	924	1,239	24,041	33,405	33,405	—
計	1,598,224	540,736	1,227,507	420,767	1,954,748	5,741,984	33,405	5,708,578
セグメント利益	125,683	17,735	24,981	69,545	289,285	527,231	290,270	236,961

(注) 1 セグメント利益の調整額 290,270千円は、各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントごとの資産に関する情報

(賃貸用不動産の取得による資産の著しい増加)

第1四半期連結会計期間において、賃貸用不動産を取得し、前連結会計年度の末日に比べ、「不動産賃貸収入」のセグメント資産が3,989,411千円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成30年1月1日 至 平成30年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産 売上	不動産 賃貸収入	工事売上	不動産 管理収入	受取 手数料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	1,330,520	564,726	1,253,395	410,970	2,004,503	5,564,116	—	5,564,116
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	—	7,375	1,033	1,214	24,989	34,612	34,612	—
計	1,330,520	572,101	1,254,429	412,184	2,029,492	5,598,728	34,612	5,564,116
セグメント利益	36,720	24,998	12,247	60,217	293,788	427,972	309,976	117,995

- (注) 1 セグメント利益の調整額 309,976千円は、主に各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
- 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 追加情報に記載の通り、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。また、所有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成29年 1 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	90円83銭	38円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	140,498	59,648
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	140,498	59,648
普通株式の期中平均株式数(株)	1,546,780	1,547,430
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	89円87銭	38円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	16,602	21,196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 平成29年 7 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式10株を 1 株に株式併合いたしました。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月13日

株式会社日住サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮 本 敬 久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴 原 啓 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日住サービスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。